論文の要旨

氏名 金 鉉善

論文題目根抵当制度の比較研究

論文の要旨

I 研究目的

- ・ 研究対象:日本における根抵当制度、韓国における根抵当制度、ドイツにおける(保全)土地債務
- 研究目的
- ① 現在進行中の韓国民法改正のあるべき姿及び改正方向を提示する。
- ② 日本における根抵当制度の独自性を見出す。
- ③ ドイツにおける 2008 年の BGB 改正の内容を日本及び韓国へ情報発信する。
- ④ 「BGB 編纂当時の意図と異なる発展を辿ったドイツにおける不動産担保権」と、「2008 年の BGB 改正によって新たに明文化された保全土地債務」との関係を検討する。

Ⅱ 研究内容

日本及び韓国における根抵当権とドイツにおける(保全)土地債務との比較表

	日本における根抵当権	韓国における根抵当権	ドイツにおける(保全)土地債務
対	・(とりわけ、企業) 金融取	・金融取引実務において、「抵	・金融取引実務において、「抵当権」よりも
象	引実務において、「抵当権」	当権」よりも「根抵当権」が	「土地債務」、とりわけ、「保全土地債務」
	よりも「根抵当権」が多く	多く利用される。	が多く利用される。
	利用される。		
抵	・根抵当権は、日本民法典	・根抵当権は、韓国民法典に	・(保全) 土地債務は、BGB において、第3
当	において、第2編「物権」	おいて、第2編「物権」第9	編「物権」第7章「抵当権、土地債務、定
権	第 10 章「抵当権」第 4 節「根	章「抵当権」の中に位置し、	期土地債務」第2節「土地債務、定期土地
٤	抵当」に位置し、その定め	その定めは1ヵ条ある。	債務」に位置し、その定めは8ヵ条ある。

の	は 21 ヵ条ある。	・根抵当権は、抵当権の一種	・抵当権と土地債務の関係 : 「同一権利の性
関	ta 21 ガ末める。 ・根抵当権は、抵当権の一	である。そして、その規定が	質(das Wesen nach gleiches Recht)」を有
	種であるが、ある程度、抵	少ないことから、抵当権の規	
係			する1。
	当権から区分されていると	定を準用するところが多い。	・抵当権と保全土地債務の関係: BGB 第
	いえる。		1192 条第 1a 項の保全土地債務は、譲受人
			の善意取得を認めない。保全土地債務は、
			抵当権により接近し、保全に適する制度に
			なったといえる。
			・土地債務と保全土地債務の関係:保全土
			地債務は、土地債務の一種である。
定	日本民法第 398 条の 2(根	韓国民法第 357 条(根抵当)	BGB 第 1191 条(Gesetzlicher Inhalt der
義	抵当権) ①抵当権は、設定	①抵当権は、その担保する債	Grundschuld) (1) 土地債務は、土地から
	行為で定めるところによ	務の最高額のみを定めて、債	一定の金額を支払うために負担するという
	り、一定の範囲に属する不	務の確定を将来に保留し、こ	方法で、設定することができる (土地債務) 。
	特定の債権を極度額の限度	れを設定することができる。	BGB 第 1192 条 (Anwendbare
	において担保するためにも	この場合には、確定されると	Vorschriften) (1a) 請求権の保全のために
	設定することができる。	きまでの債務の消滅又は移	土地債務が設定された場合は (保全土地債
		転は、抵当権に影響を及ぼさ	務)、土地所有者が旧債権者との担保契約に
		ない。	よって土地債務について有する、又は担保
			契約によって生ずる抗弁権は、土地債務の
			いずれの取得者にも対抗することができ
			る;第1157条第2文は、適用されない。そ
			の他においては、第 1157 条による。
成	・当事者の合意 (意思表示)	・物権的合意と登記によって	・土地債務は、物権的合意と登記によって
立	のみによって成立する。	成立する。	成立する。なお、保全土地債務は、①物権
			的合意としての土地債務の設定と、②担保
			約定の締結を要する。
1.1.	・日本民法第 398 条の 2 第	韓国民法典:条文なし	・担保約定は、土地債務設定に関する法的
被	日本以仏知 030 木ツ 4 第	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
被担	2項·第3項	・2004 年の韓国民法改正案	根拠(Rechtgrund)を形成する。

 $^{^{\}rm 1}$ Protokolle der Kommission fuer die 2. Lesung des Entwurfs des Buergerlichen Gesetzbuchs, Bd. 4, Berlin, 1983, S. 498.

	債	よって生ずるもの	①特定した継続的な取引契	広範囲の目的表示 (weite
	権	②一定の種類の取引によっ	約から発生する債権	Zweckerklärungen)、たとえば、①「確定
		て生ずるもの	②一定の種類の取引から発	された個別債権」、②「継続的取引関係から
		③特定の原因に基づいて債	生する債権	の現存する、及び将来のすべての請求権」、
		務者との間に継続して生ず	③特定した原因によって継	③「債権者及び債務者間の交互計算関係か
		る債権	続的に発生する債権	らのすべての請求権」が担保可能である。
		④手形上若しくは小切手上	・2013 年の韓国民法改正試	
		の請求権	案:該当条文削除	
	登	・対抗要件(日本民法第177	・効力要件(韓国民法第 186	・効力要件(BGB 第 873 条)
	記	条)	条)	・登記事項2
		・登記事項:日本不動産登	・登記事項:韓国不動産登記	(1) 登記許諾:
		記法第88条第2項(抵当権	法第 75 条第 2 項(抵当権の	①設定されるべき土地(GBO 第 28 条第 1
		の登記の登記事項)	登記事項)	文)、②債権者、③土地債務が利息付きの場
		①被担保債権の範囲	①「根抵当権であること」の	合は、利率及び利息の支払開始時期、④利
		②債務者	記載→例:「○年○月○日付	息以外の従たる給付をなすべきときは、そ
		③極度額	根抵当権設定契約」	の従たる給付、⑤その他土地債務について
		④確定期日(任意的登記事	②債務者	法律の規定と異なることを合意している場
		項)	③最高額	合は、その合意、⑥ZPO 第 800 条第 1 項に
			④存続期間(任意的登記事	基づき即時強制執行に服する旨の合意があ
			項)	る場合は、その強制執行認諾条項
				(2) 登記:
				①債権者、②土地から支払われるべき一定
				の金額(ユーロで)、③利息、④利息以外の
				従たる給付の定めがあるときは、その従た
				る給付、⑤土地債務、利息又は従たる給付
				について条件又は期限付きの場合は、その
				条件又は期限、⑥土地債務証券が発行され
				ないときは、その旨、⑦強制執行認諾条項
				の定めがあるときは、各時の土地所有者の
ı			I	

即時強制執行に服する旨の事項

² 石川清=小西飛鳥『ドイツ土地登記法』(三省堂、2011年) 352 頁以下。

被担保債権の範囲を日本 包 括 民法第 398 条の 2 第 2 項・ 第3項に限定することによ って、包括根抵当権を禁止 抵 当 する。ただし、被担保債権 の範囲として、「銀行取引」 権 及 を認める。

び ·日本不動産登記法第 88 条第2項第1号により、「担 括 保すべき債権の範囲」を登 担 記しなければならない(必 保 要的登記事項)。

- 抵当権を認めるところ」と、 「規制するところ」に分かれ ている。
- ・判例:取引包括根抵当権を 認める。なお、特定債権の担 保のために包括根抵当権が 設定される事例がある。
- ・学説:包括根抵当権の有効 性について対立する。
- 金融取引実務: 金融監督院 による包括根抵当権の利用 禁止の旨の行政指導がなさ れた (2012年)。

・法文上において、「包括根 ・ 広 範 囲 の 目 的 表 示 (weite Zweckerklärungen) は、許容される。しか し、土地債務設定時に締結された包括的根 担保条項について、はじめて無効とした BGH 判決 (V. Zivilsenat. Urt. v. 29. Januar 1982 V ZR 82/81) がある³。

> ・担保約定は、銀行があらかじめ一方的に 作成した基礎約款を利用する場合が多いた め、AGB との関係が問題になる判例が多

Ⅲ 研究成果

条

項

- 日本への示唆
 - ① 日本の根抵当制度の独自性
 - →金融取引実務で最も利用されている根抵当権は、日本民法典において、具体的か つ明確に定めている:法的紛争が比較的に少ない。
 - →韓国の根抵当権及びドイツの(保全)土地債務は、それぞれの民法典において、 その定めが少ない:法的紛争が比較的に多い。実務において、根抵当権者(土地債 務権者)と債務者・根抵当権設定者(土地所有者)の不均衡現象が生ずる(たとえ ば、特定債権の担保のために、金融機関の有利な包括的担保条項が利用されること など)。法が予定していない制度や方向へ発展する現象がみられる。
 - ② 実務における根抵当権の利用問題
 - →「銀行取引」を被担保債権として認めることによって、包括根抵当権が実際上行 われていることが問題とされる。
 - →批判する見解が多くみられるが(法文と実務の乖離現象)、実務のニーズに応じて 柔軟に対応して利用されているともいえる。

³ 中山知己「ドイツ土地債務の被担保債権範囲論序説 - 根抵当権との比較を考慮して - 」山 口経済学雑誌 45 巻 5 号 981 頁 (1997 年)229 頁以下。

- →包括的担保条項の規制につき、韓国は、約款規制法で処理する(「個別約定優先原則」など)。ドイツは、AGBの内容コントロールに関する規定で処理する(BGB第305条第2項、第305c条第1項・第2項、第307条、第309条第12号との関係が重要):日本では、不当条項規制による解決が考えられる(債権法改正との関連)。
- ③ 韓国における根抵当権の改正状況、ドイツにおける保全土地債務の改正内容を日本 へ情報発信することができる。
 - →韓国民法改正作業状況
 - →BGB 第 1192 条第 1a 項の新設:
 - i. 改正前:土地所有者は、譲受人について土地債務に対する抗弁権を主張することができる(BGB 第 1157 条)。ただし、抗弁が不動産登記簿上明らかでない、又は譲受人がこれを知らなかったときは、所有者は、抗弁権を主張することができない(BGB 第 892 条)。
 - ii. 改正後: 土地所有者は、譲受人について土地債務に対する抗弁権を主張することができる (BGB 第 1157 条)。抗弁が不動産登記簿上明らかでない、又は譲受人がこれを知らなかったときであっても、所有者は、抗弁権を主張することができる。なぜならば、BGB 第 1192 条第 1a 項第 1 文後段は、「第 1157 条第 2 文 (第 892 条、第 894 条ないし第 899 条、第 1140 条は、この抗弁権についても、適用される)は、適用されない」と定めており、BGB 第 892 条による制限は受けなくなった;改正によって保全土地債務が明文化されたことは評価されるものの、「登記の公信力に関する一般原則」と「土地債務の流通性」が阻害されていることには否定できない。ドイツの不動産担保権、すなわち「抵当権、土地債務、保全土地債務の新たな関係形成」が問題となろう。

韓国への示唆

- ① 現在進行中の根抵当権改正のあるべき姿
- ② 比較研究対象:日本と同様に、最高額抵当権から(保全)土地債務へ変更
- ③ 解釈論で解決できないところの立法必要性:根抵当権の定義、被担保債権の範囲